

地域主権の確立に向けた共同アピール

政府においては、「地域主権の確立」を最重要政策の一つに掲げており、昨年11月に設置された「地域主権戦略会議」において、地域主権戦略に関する工程表が示されたところである。現在、具体的な取組として、直轄事業負担金の維持管理費分の廃止が実現したほか、地域主権戦略会議の法制化及び自治体への義務付け・枠付けの見直しを内容とする第1次地域主権推進一括法案や、「国と地方の協議の場」の法制化に関する法案が今通常国会に提出されているところである。

また、本年夏には、ひもつき補助金の一括交付金化、国の出先機関改革の基本的な考え方などを「地域主権戦略大綱（仮称）」として取りまとめることとしており、地域主権改革は、その理念を具体化する新たな段階に入ったと言える。

一方、地域主権改革の実現に不可欠な地方税財源の充実強化については、平成22年度予算において、地方交付税の出口ベースで約1.1兆円の増額が実現したものの、平成23年度以降については現在のところ不透明な情勢にある。

こうした状況を踏まえ、我々地方側も、地域主権の確立に向けた一層の努力を続けるとともに、国において次の事項に取り組むよう、鳥取・岡山両県として強く要望する。

1 地域主権の確立に向けた取組

自治体への義務付け・枠付けのさらなる見直し、国から地方への権限移譲、国の出先機関原則廃止など、地域主権の確立に向けた様々な取組についての考え方や具体的内容を早急に明らかにし、地方との協議を十分行った上で「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定に取り組むこと。

2 地域主権型地方税制の確立

今後も増大を続ける社会保障関係経費などの財政需要に対応するための安定的な財源として、地方消費税の引上げを行うこと。

また、地方環境税（仮称）を創設するなど、抜本的な税体系の再構築を議論し、実現すること。

3 地方財政の充実強化

地方交付税の法定率の引上げによる交付税の増額や、それに伴う臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

そして、これら地方交付税の充実強化を基本としながらも、財政力の地域間格差を是正し、国民に一定の行政サービスを保証する地方全体の固有財源であることを明確化する「地方共有税」の具体化に向けた検討を進めること。

また、一括交付金については、補助金制度の抜本的改革という観点から、「政策誘導」や「ひもつき」という性質を排除し、地方の責任と判断で自由に使えるものとするとともに、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。

4 国政への地方意見の反映

新たな政策の実施に当たっては、「地域主権」や「説明責任」の観点から、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、制度設計の段階から地方側と十分な協議を行うこと。

特に、「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、政策の企画立案段階からの実質的な協議が行われる、実効性のある協議の場とすること。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平井伸治

岡山県知事 石井正弘